



亀山市職員コンプライアンスハンドブックの作成について

亀山市は、この度、市の組織としてコンプライアンスをさらに推進することを目的に、「亀山市職員コンプライアンスハンドブック」を作成しました。

本市のコンプライアンスの取り組みは、第1次総合計画に基づき、平成20年度にコンプライアンスに関する各種規程を定め、その適切な運用に取り組んできたところです。

また、亀山市まちづくり基本条例には、職員の責務として公正かつ能率的に職務を遂行しなければならないことを定めています。

こうしたことから、すべての職員が市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう、「亀山市まちづくり基本条例推進計画（平成24年度～平成25年度）」における「職員コンプライアンス意識啓発事業」として、作成したものです。

その概要は、市民の信頼と期待に応えるために

- ①公平・公正であること。
- ②市民に信頼されること。
- ③高い倫理観をもつこと。
- ④法令を遵守すること。

の4つを職員が目指すコンプライアンスと掲げ、8つの行動規範を定めました。

今後、このハンドブックを職員研修等で活用することにより、職員のコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。